

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	特定医療費(指定難病)支給認定に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、特定医療費(指定難病)支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定医療費(指定難病)支給認定に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定された患者に対し、特定医療費を助成する。 受給者証発行の他、支給認定申請情報、支給認定審査結果、給付情報、指定医、指定医療機関等に関する情報の管理を行う。
③システムの名称	特定医療費(指定難病)支給認定システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)支給認定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の26項、56の2項、87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 健康医療部 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市総務企画局行政部情報公開室 電話 092-711-4129 FAX 092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課 電話 092-711-4986 FAX 092-733-5535

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	執行 陸実	山本 信太郎	事後	重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1対象人数	3)一万人以上10万人未満	2)1000人以上1万人未満	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長 役職	山本 信太郎	保健予防課長	事後	様式変更に伴う内容変更のため、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式変更に伴う項目追加のため、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない